

社援発0328第27号
平成31年3月28日
第一次改正 社援発0327第2号
令和2年3月27日
第二次改正 社援発0329第40号
令和3年3月29日
第三次改正 社援発0322第12号
令和4年3月22日
第四次改正 社援発0331第45号
令和5年3月31日
第五次改正 社援発0328第123号
令和6年3月28日
第六次改正 社援発0417第1号
令和7年4月17日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護のしごと魅力発信等事業の実施について

標記については、福祉・介護の魅力や社会的評価の向上を図り、福祉・介護分野での多様な人材の参入を促進することを目的として、別紙のとおり「介護のしごと魅力発信等事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

介護のしごと魅力発信等事業実施要綱

1 事業の目的

イベント、テレビ、WEB等を活かした取組を通じて、全国に向けた情報発信を行うことにより、多くの国民が、福祉・介護の仕事について新たに関心を持ち、理解を高めるとともに、その仕事の魅力を感じられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。

3 事業区分及び各事業の主眼

① 情報発信事業（全国へ向けた情報発信事業）

多くの国民が、福祉・介護の仕事について新たに関心を持ち、理解を深めるとともに、その仕事の魅力を感じてもらえるよう、イベント、テレビ等を活かした全国的な波及効果の期待できる取組を通じて、広く国民に向けた情報発信を行う事業。

② 情報発信事業（WEBを活用した広報事業）

多くの国民が、福祉・介護の仕事について新たに関心を持つとともに、その仕事の魅力を感じてもらえるよう、WEB広告等を活用し、介護の日や福祉人材確保重点実施期間等の機会を捉えつつ、年間を通して広く国民に向けて広報を行う事業。

③ 情報発信事業（介護職発信事業）

多くの国民が、福祉・介護の仕事について新たに関心を持つとともに、その仕事の魅力を感じてもらえるよう、介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある①や②の事業者と連携し、広く国民に向けて広報を行う事業。

④ 事業間連携等事業

情報発信事業の実施主体が、他の実施主体や「都道府県等の地域単位で実施している魅力発信に係る取組」（以下「都道府県事業」という。）との連携を図ることなどにより、「介護のしごと魅力発信等事業」の事業効果の最大化を図ることを目的とする事業。

4 事業内容

(1) 情報発信事業（全国へ向けた情報発信事業）

① 企画委員会の設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う企画委員会を設置すること。
- ・ 企画委員は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなるものとする。
- ・ 企画委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。

② 事業間連携会議等への参画

事業間連携等事業の実施主体が開催する「事業間連携会議」及び介護の仕事のイメージアップに対する機運を高めることを目的に都道府県事業の関係者等を含めた会議・イベントに参画すること。

③ イベント、コンテンツ作成、情報発信等の実施

- ・ イベント、コンテンツ作成等を実施し、介護のしごとの魅力を発信すること。
- ・ イベント、コンテンツ作成、情報発信等の実施にあたっては、多くの国民から新たに関心を得られるかという観点を踏まえ全国的な波及効果の期待できる事業内容を検討すること。
- ・ イベント、コンテンツ作成、情報発信等々の実施に先立ち、情報発信事業の各実施主体及び事業間連携等事業の実施主体とも連携しながら、各種広告媒体を活用した周知を行うこと。
- ・ 幅広く周知を行うためには、各実施主体のネットワークを相互に利用できるようにすることが効果的であるため、情報発信事業を実施す

る他の実施主体間及び事業間連携等事業との間で相互に連携を図りながら事業を実施すること。特に、介護職発信事業については、情報発信の部分で、全国に向けた情報発信事業やWEBを活用した広報事業において実施することを念頭に置いていることから、介護職発信事業実施主体の企画内容を早急に把握し、企画内容を踏まえた情報発信の手法を検討するなど、密な連携を取り事業を実施すること。

- ・ 本事業で行う取組または本事業により作成した成果物は、国民の誰もがアクセスできる形態とすること。

④ 事業効果の分析等

事業実施に当たっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「当課」という。）及び事業間連携等事業の実施主体と協議の上、アウトカムの測定指標や測定方法を設定し、これに沿って実施事業の自己評価を行うとともに、事業間連携等事業等で実施する事業全体の効果分析の取組に協力するなど、個々の事業及び全体の事業効果の最大化に向け取り組むこと。

自己評価にあたっては、事業実施における課題を整理するとともに、企画委員等の専門的・技術的助言も参考にし、課題解決に向けた分析・考察を加えること。

また、介護職発信事業との連携した情報発信にあたっては、企画内容等を踏まえ、事業効果の分析をどのように行うかについても、密に連携を取りながら実施すること。

⑤ 成果の報告

報告書については、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当課に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析

(2) 情報発信事業（WEBを活用した広報事業）

① 企画委員会の設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言

等を行う企画委員会を設置すること。

- ・ 企画委員は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなるものとする。
- ・ 企画委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。

② 事業間連携会議等への参画

事業間連携等事業の実施主体が開催する「事業間連携会議」及び介護の仕事のイメージアップに対する機運を高めることを目的に都道府県事業の関係者等を含めた会議・イベントに参画すること。

③ WEBを活用した広報の実施

- ・ WEBを活用した広報活動を通じて、介護のしごとの魅力を発信すること。
- ・ 事業実施にあたっては、ターゲティングを行い各ターゲット層に合わせた検索広告、SNS広告、ディスプレイ広告等を作成・配信すること。
- ・ 広告の作成にあたっては、短編動画、アニメーション、ポスター、インタラクティブ広告などにより多くの国民の関心を引くような創意工夫を凝らすとともに、介護のしごとの魅力が伝わるものとする。
- ・ 全国へ向けた情報発信事業や介護職発信事業の実施主体が実施するイベント等の告知や作成するコンテンツ等について、WEB広告等において連携・協力すること。
- ・ 特に、介護職発信事業については、情報発信の部分を全国に向けた情報発信事業やWEBを活用した広報事業において実施することを念頭に置いていることから、介護職発信事業実施主体の企画内容を早急に把握し、企画内容を踏まえた情報発信の手法を検討するなど、密な連携を取り事業を実施すること。
- ・ また、介護職発信事業の実施主体が実施する内容については、WEB広告等を活用し、企画内容を踏まえたターゲット選定などを行った上で、広く効果的な発信を行うこと。その際、介護職発信事業が行う

企画内容を多く発信できるよう、しっかりと実施枠を確保すること。

- ・ 幅広く周知を行うためには、各実施主体のネットワークを相互に利用できるようにすることが効果的であるため、情報発信事業を実施する他の各実施主体間、及び事業間連携等事業との間で相互に連携を図りながら事業を実施すること。特に、介護職発信事業の実施事業者との連携については留意の上、事業を実施すること。
- ・ 都道府県事業の取組等の周知、コンテンツの活用、コラボレーションなど、魅力発信等事業全体の事業効果を最大化するための取組を行うこと。
- ・ 各月ごとに事業実施の結果について分析・評価し、次月以降の運用を改善するとともに、当該分析結果について当課まで報告すること。
- ・ 本事業で行う取組または本事業により作成した成果物は、国民の誰もがアクセスできる形態とすること。

④ 事業効果の分析等

事業実施に当たっては、当課及び事業間連携等事業の実施主体と協議の上、アウトカムの測定指標や測定方法を設定し、これに沿って実施事業の自己評価を行うとともに、事業間連携等事業等で実施する事業全体の効果分析の取組に協力するなど、個々の事業及び全体の事業効果の最大化に向け取り組むこと。

自己評価にあたっては、事業実施における課題を整理するとともに、企画委員等の専門的・技術的助言も参考にし、課題解決に向けた分析・考察を加えること。

また、介護職発信事業との連携した情報発信にあたっては、企画内容等を踏まえ、事業効果の分析をどのように行うかについても、密に連携を取りながら実施すること。

さらに、介護職発信事業の企画内容について、WEB広告等を活用し発信する場合は、その効果分析についてもあわせて行うこと。

⑤ 成果の報告

報告書については、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当課に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析

(3) 情報発信事業（介護職発信事業）

① 企画委員会の設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う企画委員会を設置すること。
- ・ 企画委員は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなるものとする。
- ・ 企画委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。

② 事業間連携会議等への参画

事業間連携等事業の実施主体が開催する「事業間連携会議」及び介護の仕事のイメージアップに対する機運を高めることを目的に都道府県事業の関係者等を含めた会議・イベントに参画すること。

③ WEBコンテンツ等の制作

- ・ WEBコンテンツ等を制作し、発信力のある全国へ向けた情報発信事業やWEBを活用した広報事業の各実施主体と連携し、介護のしごとの魅力を発信すること。
- ・ WEBコンテンツ等の制作にあたっては、多くの国民から新たに関心を得られるかという観点を踏まえ全国的な波及効果の期待できる事業内容を検討すること。
- ・ WEBコンテンツ等の制作に先立ち、全国へ向けた情報発信事業やWEBを活用した広報事業の各実施主体及び事業間連携等事業の実施主体とも連携しながら、各種広告媒体を活用した周知を行うこと。
- ・ 幅広く周知を行うためには、各実施主体のネットワークを相互に利用できるようにすることが効果的であるため、情報発信事業を実施す

る他の実施主体間、及び事業間連携等事業との間で相互に連携を図りながら事業を実施すること。

- ・ 本事業で行う取組または本事業により作成した成果物は、国民の誰もがアクセスできる形態とすること。

④ 事業効果の分析等

事業実施に当たっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「当課」という。）及び事業間連携等事業の実施主体と協議の上、アウトカムの測定指標や測定方法を設定し、これに沿って実施事業の自己評価を行うとともに、事業間連携等事業等で実施する事業全体の効果分析の取組に協力するなど、個々の事業及び全体の事業効果の最大化に向け取り組むこと。

自己評価にあたっては、事業実施における課題を整理するとともに、企画委員等の専門的・技術的助言も参考にし、課題解決に向けた分析・考察を加えること。

⑤ 成果の報告

報告書については、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当課に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析

(4) 事業間連携等事業

① 企画委員会の設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う企画委員会を設置すること。
- ・ 企画委員は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなるものとする。
- ・ 企画委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。

② 事業間連携及び事業効果の最大化に向けた取組

- ・ 情報発信事業の実施主体及び都道府県事業との連携を図ること。

- ・ 情報発信事業の実施主体、都道府県事業の関係者、職能団体・事業者団体・有識者等の参画による事業間連携会議を開催すること。
- ・ 情報発信事業の実施予定・状況の把握・周知及び事業効果の最大化に向けた支援を実施すること。
- ・ 特に、介護職発信事業については、情報発信の部分を全国に向けた情報発信事業やWEBを活用した広報事業において実施することを念頭に置いていることから、情報発信事業者と介護職発信事業者の連携に積極的に介入し、効果的な発信ができるよう支援すること。
- ・ 事業間連携会議は、情報発信事業を実施する事業者及び職能団体、事業者団体の参画を基本として必要な回数開催すること。また、介護の仕事のイメージアップに対する機運を高めることを目的に都道府県事業の関係者等を含めた会議・イベントを開催すること。

③ 事業効果の分析・情報発信事業における自己評価・分析への支援

情報発信事業の実施主体が行うアウトカムの測定指標や測定方法の設定など実施事業の自己評価・分析について、伴走的な支援を行うとともに、事業全体の効果分析を行うこと。

④ 成果の報告

次に掲げる内容を盛り込んだ調査研究結果の概要と報告書を作成の上、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当課まで提出するものとする。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の分析結果

(5) 留意事項

- ・ 福祉・介護について学ぶ機会や、働きやすい環境作りのための多様な働き方を推進する事業所の取組、ICT・介護ロボット等を活用した事業所の取組、介護福祉士養成施設・福祉系高等学校等で学ぶ学生、現場で働く様々な職員からのメッセージの紹介などを盛り込むこと。
- ・ 福祉・介護の魅力を伝えるためには、福祉・介護の仕事に従事している職員の実態について知ることが不可欠であることから、職能団体や事業者団体等の協力を得ながら事業を実施すること。

- ・ 介護の日（11月11日）や福祉介護人材確保重点実施期間（11月4日から17日）にあわせ、関係団体、地方公共団体等と一体となって広報活動などを行うよう努めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「生活困窮者就労準備支援事業費等（民間団体実施分）の国庫補助について」（令和4年4月7日付け厚生労働省発社援0407第3号厚生労働事務次官通知）に基づき、予算の範囲内で補助する。

6 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、決定する。

7 その他

- （1） 実施主体は、事業実施に当たり、当課に対して定期的な連絡及び協議を行い、当課の指示に従って事業を遂行すること。
- （2） 情報発信事業の実施主体は、イベント、コンテンツ作成、情報発信にあたっては、その内容について事前に当課の確認を得ること。その際、発信日等を考慮のうえ、確認期間を十分に確保すること。
- （3） 実施主体は、事業間連携等事業の実施主体が開催する事業間連携会議に参画し、実施主体間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- （4） 職能団体や事業者団体、地方公共団体等と連携を図ること。
- （5） イベント等の開催が制限される場合、事業の実施手法の変更等により、事業目的を達成できるようにすること。
- （6） 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当課に協議すること。
- （7） 広報媒体作成のための取材、調査にあたっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。